

広島市告示第250号  
令和2年5月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フジグラン緑井

(2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番

2 大規模小売店舗を設置する者

緑井まちづくり株式会社

代表取締役 吉本 泰徳

広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号

ほか4法人、18名

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 氏名 原田 朋弘  
住所 東京都豊島区高田二丁目16番13号  
シティテラス目白A501

(変更後) 氏名 原田 朋弘  
住所 北海道札幌市中央区宮の森  
4条2丁目1番1-501号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西 一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑 井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 金子 昌司 代表取締役 中村 勝洋	広島市西区商工セ ンター六丁目1番 11号	

(変更1)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西 一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑 井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 中村 勝洋	広島市西区商工セ ンター六丁目1番 11号	平成28年4月25日 金子代表取締役死亡 のため

(変更2)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西 一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑 井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 川本 洋征	広島市西区商工セ ンター六丁目1番 11号	平成31年4月1日 代表者の新たなる 就任の為

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和元年7月23日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
上記3(2)のとおり

5 届出年月日

令和2年5月1日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年5月12日から同年9月12日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年9月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課